

この時期に所得税・住民税の節税を検討してみませんか？(所長:奥村隆志)

今回の所得税の確定申告書を拝見して、各担当からは節税策についてご説明しているとは思いますが、改めて主な節税方法をまとめました。

1. 小規模企業共済の活用

小規模の法人の役員または個人事業主及びその共同経営者が加入でき、最高月額7万円、年間84万円までの掛金について全額所得控除を受けられます。役員退任時や個人事業廃業時に一時金を受けられ、一時金は退職所得となりますので退職所得控除や1/2課税などのメリットを受けられます。

数年前から、個人事業主の共同経営者として、事業専従者も加入できることとなりました。銀行預金をするなら小規模企業共済の方が確実に税務メリットがありますので、未加入の方は是非加入をご検討ください。

2. 国民年金基金の加入

20歳以上60歳未満の国民年金加入者が加入することができ、最高月額6万8千円までの掛金について全額所得控除を受けられます。さらに平成25年4月から、従来60歳までだった加入要件が65歳までの国民年金任意加入者も加入することができるようになりました。受給額については公的年金控除の適用があり、受給時にも税務メリットがあります。

3. 個人型確定拠出年金(個人版401K)の加入

国民年金加入者及び勤務先にて企業年金制度をもたない給与所得者が加入できます。月額2万3千円までの掛金について全額所得控除を受けられます。(但し国民年金基金加入者については国民年金基金と合わせて月額6万8千円が上限となります。)

老後の資金として預貯金や投資信託などで積み立てをされている方は、所得控除を受けられる本制度に切り替えられてはいかがでしょうか？ただし、取扱金融機関が限られていることと、各金融機関において手数料が異なるため、ご自身にあった金融機関を選定することが重要です。

4. 個人年金保険への加入

おなじみの生命保険料控除ですが、一般生命保険枠は上限いっぱいまで活用されているものの、個人年金保険枠を使用されていない方が多くみられます。

生命保険会社で扱っている個人年金保険のうち一定のものについては、年間8万円超の保険料を支払えば最高4万円の個人年金保険枠の生命保険料控除の適用が受けられます。

5. 要介護認定を受けている方又はそのような方を扶養親族としている方

要介護認定を受けている方又はそのような方を扶養親族としている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市町村役場にて「障害者控除認定証明書」の証明書の交付を受けていただくと、通常の扶養控除とは別枠で障害者控除(1人当たり一般27万円、特別40万円、同居特別75万円)の適用を受けられます。

所得税が下がれば住民税も併せて下がり、場合によっては国民健康保険料や保育所の保育料なども引き下がることがあります。確定申告により痛税感を感じられたこの時期に節税策を考えてみませんか？

(奥村隆志)



【消費税率は4月から8%、でも5%も混在?】 (山本清一)

皆さんご存じの通り、日本では、平成元年4月1日に消費税が施行されました。当時の税率は3%でその後、平成9年4月1日より税率を5% (消費税率4%、地方消費税率1%) に改定し、更に平成26年4月1日より税率が8% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%) 改定されました。また、現行法では、平成27年10月1日より税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) とする事となっています。

今回、消費税率が8%となりましたが、5%の税率も混在します。

これは、資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の税率を適用するなどの経過措置が講じられているからです。

例えば、電車・バス・航空機の旅客運賃を、3月末日までに支払っている場合、電気・ガス・電話などの継続的なサービスで4月にならないと料金が確定しないもの、4月以降に引き渡される請負契約で昨年9月30日までに契約しているものなどが対象で旧税率(5%)が適用されます。

これらについては、国税庁ホームページの下記に詳しく掲載されています。御参考にしてください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

反面、3月中に注文しても4月以降に代金と引き換えに商品を受け取った場合は、新税率(8%)となります。

以上のように、消費税率が複数混在することが考えられるため、当事務所の各担当者も4月以降の巡回監査時には、十分注意して伝票等を確認させていただきますが、各社におかれましても伝票の起票やF X - 等の入力時に経過措置の有無等に十分注して頂きますようお願い致します。

ご不明な点等につきましては、当事務所担当者にご確認ください。

5%
8%



今回の一文字【力(ちから)】 (山本桂子)

これからの時代のリーダーに必要とされる6つの力

「良い目的をつくる能力」「場をつくる能力」「現実を直視する能力」

「本質を概念化する能力」「概念を実現する政治力」「実践知を組織化する能力」

これらの力によって強力な組織が生まれることになる。

(混迷の時代を切り拓く理想の企業と人材像より抜粋)



< TAX NEWS No5 > かかやき税理士法人 発行
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5

F

TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432

E-mail: admin@kagayaki-tax.jp



編集後記

冬が終わり、植物も冬眠から覚めた
ようです。花粉症の人にはつらい季節
ですね。お大事に。。